

令和八年九月

令和八年九月文京区議会定例議会議案

文京区

目次

議案第三十三号	文京区情報公開条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第三十四号	文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第三十五号	文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第三十六号	文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例	13 頁
議案第三十七号	文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例	15 頁
議案第三十八号	文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例	19 頁
議案第三十九号	文京区景観づくり条例の一部を改正する条例	23 頁
議案第四十号	文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例	25 頁
議案第四十一号	文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	35 頁
議案第四十二号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	39 頁
議案第四十三号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	49 頁
議案第四十四号	文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に	

議案第四十五号	関する条例の一部を改正する条例	55 頁
	文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	59 頁
議案第四十六号	文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	63 頁
議案第四十七号	文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	65 頁
議案第四十八号	文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例	67 頁
議案第四十九号	文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例	69 頁
議案第五十号	ブックリタートラック外九十九点の買入れについて	71 頁
議案第五十一号	文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約	81 頁
議案第五十二号	文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約	83 頁

議案第三十三号

文京区情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区情報公開条例の一部を改正する条例

文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第二項後段を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年一月四日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区情報公開条例第十三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関に到達した文京区情報公開条例第六条第一項に規定する公開請求（以下「公開請求」という。）について適用し、同日前に実施機関に到達した公開請求については、なお従前の例による。

（説 明）

公開決定等の手続に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十四号

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例
文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和四十一年七月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「葬祭補償として」を削り、「三十一万五千元」を「葬祭補償として三十三万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第十八条の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第四条第七号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第十八条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例付則第六条の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第十八条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（説 明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十五号

文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

（文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正）

第一条 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第五十一条の二 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措

置を講じなければならない。

（文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正）

第二条 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十七条の二 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（説 明）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第

十五号)等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十六号

文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和五十二年四月文京区条例第十号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例（以下「旧条例」という。）第五条の規定による資金の貸付けの申込みをした者に係る旧条例第二条に規定する貸付要件、旧条例第三条に規定する貸付金の額、旧条例第四条に規定する利子、旧条例第六条に規定する貸付け、旧条例第七条に規定する償還の方法、旧条例第八条に規定する一時償還及び旧条例第九条に規定する償還方法の特例等に関する取扱いについては、なお従前の例による。

（説 明）

高額療養費資金貸付制度を廃止するため、本案を提出いたします。

議案第三十七号

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

文京区旅館業法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の二号を加える。

五 営業時間（旅館業を営む施設において、現に人を宿泊させている時間又は宿泊しようとする者との面接若しくは当該者の確認を行う時間をいう。以下同じ。）内は、旅館業の施設内に従事者を常駐させること。

六 営業者が個人であつて日本国内に住所を有しないときは、当該旅館業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）をする権限を付与した代理人（日本国内に住所を有する者に限る。）を選任すること。

第七条ただし書を削り、同条第一号を次のように改める。

一 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。

第七条第三号才及び力を削り、同条第四号に次のように加える。

エ 階層式寝台を設ける場合は、二層とすること。

第七条第七号アからウまでを次のように改める。

ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

第七条第七号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 浴室又はシャワー室（脱衣室を含む。）の内部が、外部から容易に見通すことのできないような構造であること。

第七条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 サウナ室を設ける場合には、次の基準によること。

ア サウナ室（脱衣室を含む。）の内部が、外部から容易に見通すことのできないような構造であること。

ただし、従事者が安全管理の目的で内部の状況を確認するために必要な設備については、この限りでない。

イ 共用用以外にサウナ室を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア) サウナ室に設ける扉は、閉鎖状態を保持する装置を設けず、室内から容易に開放することができる構造であること。

(イ) 利用者の安全のため、非常時に利用者が室内から通報するための設備（当該通報に従事者が室外から確認することができるものに限る。）を設けること。

第七条第九号アを次のように改める。

ア 各階（次に掲げる場合を除く。）に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

(ア) 当該階（二以上の客室がある階に限る。）にある全ての客室内に便所を付設している場合

(イ) 施設内の一部の階全体を一の客室として利用させる場合において、当該一部の階に便所を付設している場合

(ウ) 宿泊者が立ち入らない階である場合

(エ) 専ら玄関帳場のみを設ける階である場合

第七条に次の二号を加える。

十一 営業時間内に従事者が旅館・ホテル営業の施設内に常駐するために十分な広さを有する居室及び便所（防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有するものに限る。）を当該施設内に設けること。ただし、従事者が当該居室及び便所を使用する際に、客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域を通行せずに入出入りすることができる構造とすること。

十二 旅館・ホテル営業の施設と住戸が同一の建築物内にあるときは、当該施設が当該住戸と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とすること。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第九条第一項第一号中「又はフロント」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 客室内に浴室又はシャワー室を設ける場合は、原則として一人用とし、施錠ができる十分な広さの脱衣室を前室として設けること。

七 多人数で共用する客室内に便所を設ける場合は、原則として男女を区分し、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

第九条第二項及び第十条第二項中「第七条第三号アからエまで、第四号イ及びウ並びに」を「第七条第三号、第四号イからエまで及び」に、「第十号」を「第十二号」に改める。

第十二条第一項第一号中「第七条第三号アからオまで」を「第七条第三号」に、「第七号イ及びウ」を「第七号ウ」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第二号中「及び第六号」を「及び第五号」に、「第七条第三号アからエまで」を「第七条第三号」に、「第七号イ及びウ」を「第七号ウ」に、「並びに第十号」を「及び第十号」

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定により許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がされている施設（旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設に限る。）については、この条例による改正後の文京区旅館業法施行条例第七条第四号エ、第七号エ、第七号の二及び第十一号（これらの規定（同条第四号エを除く。）を同条例第九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第九条第一項第六号及び第七号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該施設が存する建築物においてこれらの規定に係る構造設備を新築し、増築し、若しくは改築し、又は修繕し、若しくは改良する場合は、この限りでない。

（説 明）

旅館業の施設の構造設備の基準等を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十八号

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例
文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（平成三十年六月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法第三条第一項の許可を受けて」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第二項を次のように改める。

2 営業者は、旅館業の施設の連絡先及び営業種別を当該施設の入口へ掲示しなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設にあっては、当該掲示に代えて、インターネットの利用その他の公衆が容易に確認することができる方法によることができる。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条中「省令」を「旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）」に改

める。

第九条第三項中「説明会の」の下に「終了後速やかに、当該説明会の」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第三条第一項の規定により許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がされている施設（旅館・ホテル営業の施設に限る。）であって、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）第四条の三に規定する基準に適合するものを有するものについては、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和八年 月文京区条例第 号）による改正後の文京区旅館業法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十一号）第六条第五号及び第七条第一号の規定は適用せず、この条例による改正前の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例第六条第一項の規定により宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として省令第四条の三に規定する基準に適合するものを有する施設に従業員を常駐させている旅館・ホテル営業の施設は、この条例による改正後の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第五条第二項の規定の適用については、同項ただし書に規定する旅館・ホテル営業の施設には含まれないものとする。

(説明)

旅館業の管理運営に係る事項を見直すほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十九号

文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

文京区景観づくり条例（平成二十五年九月文京区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「同条第七項各号」を「同条第八項各号」に改め、同条第四項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

付 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説 明）

景観法（平成十六年法律第百十号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十号

文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第二項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第三条 この条例に定める基準（次項において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第四条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、

その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（児童の権利の制限）

第五条 登録一時保護委託者は、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第六条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第七条 登録一時保護委託者の職員は、入所している児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第八条 登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当

該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第九条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回はこれを行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第十条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利擁護)

第十一条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向(法第三十三条の三の三の規定により区長又は児童相談所長が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持品等)

第十二条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一 合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は区長に相談すること。

三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は区長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は区長に協力するよう努めること。

四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十三条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

二 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

五 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七 三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

八 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第十四条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものとなるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十五条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十六条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることが出来る。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十七条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならないこと。

四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十八条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。

二 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十九条 児童相談所長又は区長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は区長に相談する体制を整備しなければならない。

3 第一項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は区長に勧告しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第二十条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十一条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適正、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第二十二条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第二十三条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるよう記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第二十四条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十五条 区長は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第二十六条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第五条第四項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第五条第四項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定めるため、本案を提出いたします。

議案第四十一号

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十四条の二 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第三十三条第一項第二号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改め、同項第四号中「前三

号」を「前各号」に改める。

第四十一条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第五十条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第七十条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第五項、第十二項又は第十三項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六十一条第一項第四号、第九十条第一項第四号及び第九十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

付則第五項中「この項において」を削り、「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の下に「（同条第三項又は付則第十二項若しくは第十三項の規定により保育士とみなされる者及び第五十条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加え、付則第九項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「二十五人」とあるのは「三十人」とを削り、付則第十三項中「法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録を受けた者をいい」を「第五十条第三項」に、「保育士の数（前二項の規定の適用がないとした場合の第五十条第二項により算定されるものをいう。）」を「前二項の規定の適用がないものとした場合の同条第二項により算定される保育士の数」に改め、同項を付則第十四項とし、付則第十二項中「付則第十項」を「付則第十一項」に改め、同項を付則第十三項とし、付則第十一項を付則第十二項とし、付則第十項の前の見出しを

削り、同項を付則第十一項とし、同項の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付し、付則第九項の次に次の一項を加える。

10 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第五十条第二項中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

付則に次の一項を加える。

15 第五十条第三項及び付則第五項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十二号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例
第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条・第五十二条」を「第五十一条―第五十二条」に改める。

第二条第六号を次のように改める。

六 満三歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）をいう。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 満三歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業に限る。）をいう。

第二条第十一号の次に次の三号を加える。

十一の二 教育認定子ども 法第二十七条第一項に規定する教育認定子どもをいう。

十一の三 満三歳以上保育認定子ども 法第二十七条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。

十一の四 保育認定子ども 法第二十九条第二項に規定する保育認定子どもをいう。

第二条第二十三号中「第四十三條第二項」を「第四十三條第四項」に改める。

第六条第二項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第七条第二項中「法第十九條第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第十三條第四項第三号中「法第十九條第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第十九條第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第十五條第一項第四号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五條」を「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）第五十二條」に改める。

第二十五條中「幼稚園」を「学校教育法第一条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第三十五條第一項中「法第十九條第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九條第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第三項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」

とあるのは「同条第二号」に、「同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第四項第三号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第三十六条第一項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第四項第三号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第三十七条第二項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

一 家庭的保育事業、満三歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第十九条第三号に掲げる小学

校就学前子どもに係る利用定員

二 事業所内保育事業 法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第三十七条に次の一項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第三十九条第二項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の下に「（第四十三条第一項を除く。）」を加え、同条第四項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第四十条第二項及び第四十一条中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第四十二条第一項第一号中「満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項、第七項及び第十一項において同じ。」により特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育を除く。第六項及び第十一項において同じ。）に、「小学校就学前子ども」を「法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同

条第七項各号列記以外の部分中「ものに限る。」の下に「又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の下に「又は事業所」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第三号に係る連携協力を求めることを要しない。

第四十三条第一項中「教育・給付認定保護者」の下に「（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第四十四条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条」を「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第五十二条」に改める。

第四十六条第七号中「第三十九条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第四十七条第一項及び第二項ただし書並びに第四十九条第二項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第五十条中「満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第十四条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「関する規程」の下に「と、第二十五条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、学校教育法第一条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）」とあるのは「各号」」を加える。

第五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第一項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」

を加え、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第一項」を「第五十二条第一項」に、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第三項中「いう。次条第三項」の下に「及び第五十二条第三項」を、「この章（」の下に「第三十七条第三項、第三十九条第三項及び」を加え、「含む。次条第三項」を「含む。第五十二条第三項」に改め、「以下この章」の下に「（第四十三条第一項を除く。）」を加え、「同号又は同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除き、第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第三号」を「法第十九条第三号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、

第三十七条第三項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第三十七条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項を除き、第五十条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第三項中「第十九条第二号」とあるのは「第十九条第一号」と、「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第二号」と、「教育・保育認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるように、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号ア又はイに掲げるものを除く。）」に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項）を「満三歳未満保育認定子ども（第五十一条第一項）」に、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定子ども）」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満三歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

付則第四条中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第六条第三項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第六条第三項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（説 明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成

二十六年内閣府令第三十九号)の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十三号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第一条 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年九月文京区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第十項第三号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第六条第一項各号列記以外の部分中「事項」の下に「(法第六条の三十項第三号に掲げる事業(以下「満三歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項」を加え、同項第三号中「家庭的保育事業者等」の下に「(満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項及び第七項において同じ。)」を加え、同条第七項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の下に「又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の下に「又は事業所」を加える。

第十三条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第十八条第六号中「利用定員」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満三歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第二十五条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条」を「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）第五十二条」に改める。

第二十七条中「小規模保育事業B型」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第二十九条第二項第三号中「第六条の三十項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項中「准看護師」の下に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する

と認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（付則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第三十一条第三項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第三十二条中「、同条第四号中「次号並びに第三十三条第四号及び第五号」とあるのは「第三十二条において準用する次号」と」を削る。

第三十五条中「第六条の第三十項」を「第六条の第三十項第一号」に改める。

第四十四条第三項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（付則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第四十七条第三項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第四十八条中「第四十八条において準用する第四号」を「第四号」に改め、「同条第四号中「次号並びに第三十三条第四号及び第五号」とあるのは「第四十八条において準用する次号」と」を削る。

付則第三条中「家庭的保育事業者等」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

付則第六条中「家庭的保育事業等」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

付則第九条中「法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録を受けた者をいい、」を削り、「第四十四条

第三項」を「第四項若しくは第四十四条第三項若しくは第四項」に改め、「保育士の数」を削り、「がない」を「がないもの」に、「ものをいう。」を「保育士の数」に改める。

（文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和六年六月文京区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

付則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「規定」の下に「（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、付則に次の一項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第一条中文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第十三条の改正規定は令和八年十二月二十五日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第三条第四項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第三条第四項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（説 明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十四号

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第九条第一項中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同条第三項の表備考第一号中「付則第八項」を「付則第九項」に改め、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療

育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第九条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第二十一条の二 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「、第九条第三項の表第一号中「二十五人」とあるのは「三十人」と」を削り、「同表第二号」を「第九条第三項の表第二号」に改め、付則第十二項中「付則第八項」を「第九条第三項の表備考第五号及び付則第九項」に、「第九条第三項の表」を「同表」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、同項を付則第十三項とし、付則第十一項を付則第十二項

とし、付則第十項ただし書中「第九条第三項の表」を「同表」に改め、同項を付則第十項とし、付則第九項を付則第十項とし、付則第八項中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加え、同項を付則第九項とし、付則第七項の前の見出しを削り、同項を付則第八項とし、同項の前の見出しとして「（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）」を付し、付則第六項を付則第七項とし、付則第五項を付則第六項とし、付則第四項の前の見出しを削り、同項を付則第五項とし、同項の前の見出しとして「（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）」を付し、付則第三項を付則第四項とし、付則第二項の次に次の一項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第九条第三項の表第一号中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

付則に次の一項を加える。

14 第九条第三項の表備考第五号及び付則第十項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十五号

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第六条に次の一項を加える。

4 第一項（第一号ただし書を除く。）及び前項本文の規定により置かなければならない登録を受けた者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確

保しなければならない。

第九条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十条の二 認定こども園の設置者は、法第六条の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「、同項第四号中「二十五人」とあるのは「三十人」と」を削り、付則第三項を付則第四項とし、付則第二項の次に次の一項を加える。

3 保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第五条第二項第四号中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定及び第十条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（説 明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十六号

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年十二月文京区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十三条の二 乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（説 明）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十七号

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三号の二中「第五條の二の八」を「第五條の二の八第一項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十八号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例
文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（文京区保育所における保育に関する条例の一部改正）

2 文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）第四条に規定する長時間保育を利用してゐる児童の保護者」を削る。

（文京区立幼稚園使用条例の一部改正）

3 文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）第四条第一項に規定する長時間保育及び同条例第五条に規定する延長保育を除く。）」を削る。

（説明）

区立柳町幼稚園の廃止に伴い、幼稚園における長時間保育等を廃止するため、本案を提出いたします。

議案第四十九号

文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例
文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

名 称	位 置
文京区立認定こども園柳町幼稚園	東京都文京区小石川一丁目二十三番六号
文京区立認定こども園明化幼稚園	東京都文京区千石一丁目十三番九号
文京区立認定こども園元町幼稚園	東京都文京区本郷一丁目一番十九号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 文京区立認定こども園柳町幼稚園及び文京区立認定こども園明化幼稚園の利用に関し必要な手続その他の準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(文京区立保育所条例の一部改正)

3 文京区立保育所条例(昭和三十六年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。
第一条の表文京区立柳町保育園の項を削る。

(文京区立学校設置条例の一部改正)

4 文京区立学校設置条例(昭和三十四年四月文京区条例第十三号)の一部を次のように改正する。
別表一の部文京区立柳町幼稚園の項及び文京区立明化幼稚園の項を削る。

(説明)

区立認定こども園柳町幼稚園及び区立認定こども園明化幼稚園を新設するため、本案を提出いたします。

議案第五十号

ブックリターントラック外九十九点の買入れについて

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

ブックリターントラック外九十九点の買入れについて

左記のとおりブックリターントラック外九十九点を買入れる。

記

一 買入れの目的 本駒込図書館初度調弁

二 種類及び数量 別紙のとおり

三 契約の方法 指名競争入札による契約

四 契約金額 金八千三百十八万三千三百二十円

五 契約の相手方 東京都文京区本郷五丁目一番十三号

幸和商事株式会社

代表取締役 吉田 武史

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
種類	ブックリターントラック	ブックトラック①	ブックトラック②	傘ぽん	傘立て	パンフレットスタンド	テーブル	屋外用テーブル	会議用テーブル	総合カウンター	総合カウンター椅子	自動返却器台	ロールスクリーン①	ロールスクリーン②
数量	一台	七台	三台	一台	二台	一台	二台	一台	十二台	一台	二台	一台	三台	一台

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
児童用スツール	閲覧椅子	児童用閲覧椅子	児童用閲覧机 B	児童用閲覧机 A	予約棚（壁付六段五連）	予約棚（壁付六段二連）	人工植物＋鉢植え	記載台	端末台③	端末台②	端末台①	モバイルスクリーン	ロールスクリーン⑤	ロールスクリーン④	ロールスクリーン③
十三台	四十六台	十二台	二台	三台	一台	二台	三台	一式	一台	三台	一台	一台	四台	一台	一台

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
授乳用ソファ (シングル)	幼児用ソファ	新聞架	雑誌架(複式三段二連)	雑誌架(複式三段三連)	大型本書架(複式四段三連)	一般書架(複式四段三連)	一般書架(複式七段四連)	児童雑誌架	幼児用書架	キャスター付展示・収納架	お話し台	時計	スツール	一般OPAC台 スツール	児童用OPAC台 スツール
一台	二台	二台	一台	一台	一台	七台	十六台	一台	一台	一台	一台	一台	十六台	四台	一台

62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
P C 用 椅子	P C 用 机 ②	P C 用 机 ①	ミ ニ ダ ス ト ボ ッ ク ス	お む つ 交 換 台	ブ ラ イ ン ド ⑨	ブ ラ イ ン ド ⑧	ブ ラ イ ン ド ⑦	ブ ラ イ ン ド ⑥	ブ ラ イ ン ド ⑤	ブ ラ イ ン ド ④	ブ ラ イ ン ド ③	ブ ラ イ ン ド ②	ブ ラ イ ン ド ①	ソ フ ア ②	ソ フ ア ①
二 台	三 台	二 台	一 台	一 台	三 台	二 台	三 台	六 台	三 台	二 台	一 台	四 台	一 台	十 二 台	四 台

78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63
マット	プロジェクター台	演台	コートハンガー（十人用）	コートハンガー（二十人用）	ホワイトボード②	ホワイトボード①	会議用椅子	マイク	書庫（下・ベース付）	書庫（上）	作業用椅子	作業用机 B	作業用机 A	キックステップ	三段踏み台
一式	一台	一台	二台	一台	一台	一台	三十台	一本	一台	一台	一台	一台	一台	六台	三台

94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79
閉館休館表示サイン	ロッカー（三人用）	折り畳みベッド	キッチン台	休憩室用椅子	休憩室用机	物品棚	収納庫C	収納庫B下	収納庫B上	収納庫A下置き	事務用袖机	事務用椅子	事務机②	事務机①	チェアポーター
一台	五台	一台	一台	四台	一台	一台	二台	三台	三台	五台	九台	十六台	二台	二台	一台

100	99	98	97	96	95
一般書架用側板サイン	児童書架用側板サイン	絵本架用側板サイン	図書館カレンダー	返却日表示サイン	カウンターサイン
四十八台	二十六台	十四台	一台	一台	三台

議案第五十一号

文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約

文京シビックセンター議会フロア改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京シビックセンター議会フロア改修工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金八億五千八百九十六万八千円

四 契約の相手方 山口・伊藤建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号

山口建設株式会社

代表取締役 山口巖

構成員 東京都文京区本郷二丁目三十一番十号

伊藤工業株式会社

代表取締役 佐々木淳子

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- | | |
|---------|----------------------|
| 一 工 期 | 契約締結の翌日から令和十年三月十日まで |
| 二 支出科目等 | 令和八年度 一般会計 総務費 施設管理費 |
| | 令和九年度 債務負担行為 |

議案第五十二号

文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約

文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億二百三十五万七千円

四 契約の相手方 関電工・小嶋・田川建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都港区芝浦四丁目八番三十三号

株式会社関電工

取締役社長 田母神博文

構成員 東京都文京区千駄木二丁目四十六番四号

小嶋電工株式会社

代表取締役 小嶋守

構成員

東京都文京区本駒込一丁目八番九号

株式会社田川電工

代表取締役 田川義崇

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- | | |
|---------|----------------------|
| 一 工 期 | 契約締結の翌日から令和十年三月十日まで |
| 二 支出科目等 | 令和八年度 一般会計 総務費 施設管理費 |
| | 令和九年度 債務負担行為 |

